

大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限設定認可申請に関する審議（8回目）

1. 日 時

令和6年4月23日（火） 10:30～11:05

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、藤間、  
田崎、近田

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和6年4月16日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取し、審理の結果、大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請について、申請どおり認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。